

建 政 一 二 二 七 三
令 和 五 年 三 月 一 六 日

各建設業関係団体の長 様

秋 田 県 建 設 部 長
(公印省略)

令和4年度建設工事下請負等実地調査の結果について（通知）

県では毎年度、県発注工事における下請契約の適正化等を図るため、下請契約の内容や下請代金の支払状況等を調査し、元請負人に対して指導等を行う「建設工事下請負等実地調査」を実施しています。

この度、令和4年度実地調査の結果を別添のとおり取りまとめました。

貴会におかれましては、本調査結果を貴会会員等関係者に周知するなど、建設業の法令遵守の徹底に努めてくださるようお願いいたします。

なお、調査結果については、秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」に掲載しております。

◎ 秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」掲載ページ

<https://www.pref.akita.lg.jp/pages/archive/10684>

※ トップページ内の「サイト内を検索する」欄にコンテンツ番号「10684」を入力して検索ボタンをクリックしてください。



担 当 建設部建設政策課
建設業班
電 話 0 1 8 (8 6 0) 2 4 2 5
F A X 0 1 8 (8 6 0) 3 8 0 0

令和4年度建設工事下請負等実地調査の結果について

令和5年3月16日
秋田県建設部建設政策課

県では毎年度、県発注工事における下請契約の適正化等を図るため、下請契約の内容や下請代金の支払状況等を調査し、元請負人に対して指導等を行う「建設工事下請負等実地調査」を実施しているが、令和4年度実地調査の結果については、次のとおりである。

1 令和4年度調査の概要

(1) 実施時期

令和4年9月下旬から令和5年3月中旬まで

(2) 調査対象数・実施方法等

県発注工事の元請負人の中から、低価格で受注した者や過去に指導を受けたことがある者など50者を選定し、さらに当該元請負人と下請契約を締結した下請負人の中から、下請代金の大きい者など104者を選定して、それぞれ調査を実施した。

【実施件数 154者】 昨年度実施件数152者（元請負人51者・下請負人101者）

	調査対象数	実施方法	調査項目
元請負人	<u>50者</u>	立入調査	施工体制台帳の整備状況、下請契約・代金支払の状況等
下請負人	<u>104者</u>	書面調査	元請負人からの不当な要求・しわ寄せの有無等

※下請負人については1元請負人当たり数者程度を選定した。

2 令和4年度調査の結果

全ての元請負人（50者）に対して、見積書の徴収や契約の締結、下請代金の支払等に関する指導（口頭指導50者・文書指導23者）を行った。

また、下請負人に対する書面調査では、下請代金の額が不当に低いと申告した下請負人はおらず、下請負人へのしわ寄せ等の事実は確認されなかった。

【文書指導（23者）の概要】

指導内容	指導件数（昨年度）
労働災害防止対策経費の負担者を明確にすること。	10者（16者）
書面により見積依頼・契約締結を行うこと。	9者（27者）
下請代金を支払うまでの期間を短縮すること。	8者（7者）

※ 複数の指導を受けている元請負人がいるため、調査対象数と指導件数は一致しない。

3 令和4年度調査結果の周知徹底等

調査結果については、建設業団体に対する文書送付、ホームページへの掲載、各種説明会での資料配付等により周知し、法令遵守の徹底を図っていく。

(参考)

令和3年度建設工事下請負等実地調査の結果について

令和4年5月10日

秋田県建設部建設政策課

県では毎年度、県発注工事における下請契約の適正化等を図るため、下請契約の内容や下請代金の支払状況等を調査し、元請負人に対して指導等を行う「建設工事下請負等実地調査」を実施しているが、令和3年度実地調査の結果については、次のとおりである。

1 令和3年度調査の概要

(1) 実施時期

令和3年9月下旬から令和4年4月下旬まで

(2) 調査対象数・実施方法等

県発注工事の元請負人の中から、低価格で受注した者や過去に指導を受けたことがある者など51者を選定し、さらに当該元請負人と下請契約を締結した下請負人の中から、下請代金の大きい者など101者を選定して、それぞれ調査を実施した。

【実施件数 152者】 昨年度実施件数152者（元請負人51者・下請負人101者）

	調査対象数	実施方法	調査項目
元請負人	<u>51者</u>	立入調査	施工体制台帳の整備状況、下請契約・代金支払の状況等
下請負人	<u>101者</u>	書面調査	元請負人からの不当な要求・しわ寄せの有無等

※下請負人については1元請負人当たり数者程度を選定した。

2 令和3年度調査の結果

全ての元請負人（51者）に対して、見積書の徴収や契約の締結、下請代金の支払等に関する指導（口頭指導48者・文書指導35者）を行った。

また、下請負人に対する書面調査では、下請代金の額が不当に低いと申告した下請負人はおらず、下請負人へのしわ寄せ等の事実は確認されなかった。

【文書指導（35者）の概要】

指導内容	指導件数（昨年度）
書面により見積依頼・契約締結を行うこと。	27者（17者）
労働災害防止対策経費の負担者を明確にすること。	16者（22者）
下請代金を支払うまでの期間を短縮すること。	7者（13者）
下請契約の締結に当たっては、建設業法第19条に掲げる事項の全てを書面で定めること（変更契約の不備を含む。）。	6者（5者）

※ 複数の指導を受けている元請負人がいるため、調査対象数と指導件数は一致しない。

3 令和3年度調査結果の周知徹底等

調査結果については、建設業団体に対する文書送付、ホームページへの掲載、各種説明会での資料配付等により周知し、法令遵守の徹底を図っていく。